

群馬大学医学部附属病院地域医療研究・教育センター運営委員会内規

平成30. 4. 1 制 定
改 正 令和 4. 3.10

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学医学部附属病院地域医療研究・教育センター規程（以下「センター規程」という。）第13条の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院地域医療研究・教育センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、群馬大学医学部附属病院地域医療研究・教育センター（以下「センター」という。）の運営に関する事項を審議する。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター規程第5条第2項に定める部門の責任者
- (4) 診療科長及び中央診療施設等部長 各1人
- (5) 看護部長
- (6) 事務部長
- (7) 総務課長及び学務課長
- (8) その他センター長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第4条 前条第4号及び第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(部 会)

第8条 委員会に、センター運営に関する具体的な事項を検討するため、部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(報 告)

第9条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事 務)

第10条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(内規の改廃)

第11条 この内規の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

(雑 則)

第12条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定め

る。

附 則

- 1 この内規は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 群馬大学医学部附属病院医療人能力開発センター運営委員会内規（平成20年5月13日制定）は、廃止する。

附 則

この内規は、令和4年3月10日から施行する。